

改正派遣法に基づくマージン率について

公益財団法人
栃木県シルバー人材センター連合会
栃木市事務所

労働者派遣法23条第5条に基づき、令和3年度におけるマージン率を次のとおり公開いたします。

【マージン率の計算方法(小数点第2以下を四捨五入)】

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

| | |
|----------------|----------------------------|
| 派遣労働者の数 | 89 人 |
| 派遣先の数 | 15 社 |
| マージン率 | 24.0% |
| 労働者派遣料金 | 9,694 円(1日8時間当たりの平均) |
| 派遣期間中の派遣労働者の賃金 | 7,368 円(1日8時間当たりの平均) |
| 教育訓練等に関する事項 | 安全衛生教育・接遇 |
| マージン率の内訳 | 労災保険料 年次有給休暇賃金 事業運営費 |